

# 松江市 報道提供資料

令和7年12月19日

## 件名

鹿島総合体育館における利用料金の過徴収について

### 1. 概要

指定管理施設（指定管理者：NPO 法人かしま）である鹿島総合体育館（松江市鹿島町佐陀本郷76番地）の利用料金において、条例に基づく利用料金の算出過程に誤りがあり、一部条例で定める範囲を超えて料金設定を行っているものがありました。

### 2. 過徴収の内容

#### （1）対象期間

令和元年10月1日から令和7年12月14日まで

#### （2）過徴収対象件数・過徴収金額

延べ件数 891件（229団体・個人）

金額 17,900円（最大額3,650円 最少額10円）

#### （3）原因

令和元年10月からの消費税率変更（8%から10%）に併せて利用料金の改定を行った際、指定管理者がメインアリーナ・サブアリーナの半面、1/3面、1/6面の利用料金を、10円未満の端数の取り扱いについて切り捨てるところを切り上げていたため10円の差異が生じたもの。

### 3. 今後の対応

速やかにお詫び文書を送付したうえで、過大に徴収した利用料金に遅延損害金を加えた金額を返金いたします（指定管理者）。

### 4. 再発防止策

料金の改定時には、改定料金が条例に合致しているか、計算が合っているかなど松江市と指定管理者の双方の複数の担当者で確認を行います。

#### 【問い合わせ】

スポーツ施設課 担当：石田 電話：0852-55-5337